

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の申請不備事例について

7月末より新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の申請を受け付けておりますが、申請書（エクセルファイル）の記載不備により、お支払いできない事例が多くなっております。

そのような場合は、再度申請いただくこととなりますが、再申請となると、支払が遅れるだけでなく、申請される皆様の負担も大きくなりますので、次のような点にご留意のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

なお、エクセルファイルの1枚目のシート「(はじめにお読みください) 申請書の使い方」を必ずお読みいただき、入力していただきますようお願いいたします。

申請方法に関する不備事例

●介護報酬可能な事業分と介護報酬請求を行っていない事業所（特定の指定を行っていないサ高住等）分をまとめて国保連に提出している。

→介護報酬請求を行っていない事業所分については、国保連に口座が登録されていないことから国保連に申請されてもお支払いすることができません。介護報酬請求を行っていない事業所分の申請は、紙媒体により鳥取県県長寿社会課に提出してください。

（別添2）交付申請書関係の不備事例

●申請日付が記載されていない。

●（紙媒体で県に提出する場合）代表者印が押印されていない。

（様式1）事業所・施設別申請額一覧及び別添関係の不備事例

様式1と別添については、（様式2）個票の内容が反映されるようになっているので、基本的には手入力不要です。（確認は必ず行ってください）

【よくあるミス】

・「補助予定額」の欄に、手入力で「該当なし」「ー」等の数値以外を入力する。（自動入力されますので、原則、手入力を行わないでください。）

（様式2）事業実施計画書関係の不備事例

●国保連に電子請求受付システムによるインターネット申請をしているにもかかわらず、「口座情報」の債権譲渡欄及び連合会登録の振込口座同意欄にチェックを入れていない。

→国保連登録口座が債権譲渡されていない場合は、必ず、口座欄にチェックを入れてください。（※国保連登録口座が債権譲渡されている場合はチェックを入れる必要はありませんが、その場合は県に紙媒体で申請していただくこととなります。）

●「用途・品目・数量等」の欄が記載されていない。

→給付金の対象となるか否かの判断をする上で必要となります。見込みで結構ですので、必ず記載してください。

●介護保険事業所番号の記載に誤りがある。

→(特にミスが目立ちます)事業所番号に誤りがあった場合、システム上、支払手続きを行うことができませんので、必ず、申請前に確認を行ってください。

→特定の指定を受けていないサ高住等については、空欄にするのではなく、任意の数字(111等)を入力してください。(空欄にすると(様式1)に上手く反映されないことがあります)

●サービス種類コードに誤りがある。

介護報酬請求時等に入力する2桁のサービス種類コードです。

詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1217131/sirviceko-do_20200826.pdf

※特定の指定を受けていないサ高住等の場合は任意のアルファベット【AA】等を入力してください。

(様式3) 介護慰労金受給表関係の不備事例

●姓と名の間はスペースを空けて入力している。(姓と名の間にはスペースは空けないでください)

●氏名(全角カナ)が半角カナで入力されている。

●生年月日を間違えている。

●生年月日を誤った方法で入力している。

(正しい入力方法) スラッシュを用いる。「西暦/月/日」(yyyy/mm/dd)

(誤った入力方法の例) ピリオドを用いている「西暦.月.日」(yyy.mm.dd)

法人本部で各事業所分をとりまとめて入力する際、上記のように誤った方法で入力すると、同一人物を重複して入力した場合、別人物と認識され、重複確認チェックが働かない可能性があります。必ず、指定された方法で入力してください。

●「分類」欄に記載がない。

→記載がないと対象者かどうかの判断ができないため、必ず記載してください。